

第5節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 審査の実施状況

令和5年に新たに申立てのあった事件及び前年から繰り越された事件はなかった。

(2) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、労組法第27条の18の規定による審査期間の目標を「1年6か月」と設定している。令和5年に新たに申立てのあった事件及び係属している事件はなかった（第3表）。

(3) 再審査関係等

令和5年に新たに申立てのあった再審査事件及び係属している再審査事件はなかった（第4表）。

初審関係行政訴訟及び再審査関係行政訴訟のいずれも、係属している事件はない（第5表及び第6表）。

審査の実効確保の措置勧告申立てはなかった（第7表）。

物件提出命令の申立てはなかった（第8表）。

(4) 合同労組事件の概況

令和5年に新たに合同労組から申立てのあった事件はなかった（第9表）。

第1表 令和5年不当労働行為事件該当号別処理状況

(単位: 件)

審査状況 申立内容		令和 2 年 か ら 係 属	令和 3 年 か ら 係 属	令和 4 年 か ら 係 属	令和 5 年 申 立 て	計	終 結 状 況							令和 6 年 へ 繰 越 し
							命令・決定			和解・取下			計	
							救 済	棄 却	却 下	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ		
労 組 法 第 7 条	1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2・3・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2表 取扱件数及び処理件数

(単位: 件)

			R元	R2	R3	R4	R5
係属状況	前年 から 繰 越 し		4	3	3	1	－
	新 規		1	1	－	－	－
	計		5	4	3	1	－
処理状況	命令・決定	救 済	1	1	1	－	－
		棄 却	－	－	－	－	－
		却 下	－	－	－	－	－
	和解・取下げ	関 与 和 解	－	－	1	1	－
		無関与と和解	1	－	－	－	－
		取 下 げ	－	－	－	－	－
	計		2	1	2	1	－
翌 年 へ の 繰 越 し		3	3	1	－	－	

第3表 終結事件に係る平均処理日数

(単位：件、日)

		R元		R2		R3		R4		R5		R元～R5	
		件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	合計 件数	平均 日数
平均処理日数		2	331	1	841	2	793	1	458	—	—	6	404
内訳	命令・決定	1	637	1	841	1	836	—	—	—	—	3	772
	和解・取下げ	1	25	—	—	1	749	1	458	—	—	3	411

第4表 再審査事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	県 労 委			中 労 委			
	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分	申立 人	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分
該当なし							

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件名)	初 審 事件番号	仙 台 地 方 裁 判 所					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

区 分 事 件 名 (初審事件名)	地 裁 事件番号	仙 台 高 等 地 方 裁 判 所					
		事件番号	控 訴 年月日	控訴人	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第 6 表 再審査関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	再 審 査 事件番号	裁 判 所 名					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第 7 表 審査の実効確保措置勧告処理一覧

(単位：件)

区分		R 元	R2	R3	R4	R5
不当労働行為救済申立事件係属		5	4	3	1	—
審査の実行確保の措置勧告申立件数		—	—	—	—	—
勧告 件 数	規則第 40 条に基づくもの		—	—	—	—
	規則第 40 条に基づかないもの	口 頭 要 望	—	—	—	—
		文 書 要 望	—	—	—	—

第 8 表 物件提出命令申立事件一覧

区 分 事件番号 事 件 名	申立年月日	申立人	終結状況	備 考
該当なし				

第9表 合同労組事件の申立状況

(単位：件)

	新規申立件数	うち合同労組事件	うち駆込み訴え事件
R 元	1	—	—
R2	1	—	—
R3	—	—	—
R4	—	—	—
R5	—	—	—

(注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

2 「駆込み訴え事件」とは、労働組合に加入していない個人が不利益取扱い等を受けた後、組合に加入し、それに係る不当労働行為事件(団交拒否等)が申し立てられた場合をいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)